

国連安全保障理事会(安保理)改革とは

- [国連安全保障理事会\(安保理\)とは](#)
- [なぜ安保理改革が必要か](#)
- [常任理事国入りと日本の国際貢献](#)
- [Q&A](#)
- [安保理改革の経緯と現状](#)



< http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/un_anpori/torikumi/anpori.html >



国 連

国連安全保障理事会(安保理)とは

平成 23 年 8 月

1.安保理の役割

安保理は、今日の国際社会において唯一の包括的・普遍的な組織である国連の中で、国際の平和と安全の維持につき主要な責任を有しています(国連憲章第 24 条 1 項)。国連憲章上の主な権限は、紛争当事者に対して、紛争を平和的手段によって解決するよう要請したり適当と認める解決条件を勧告すること、紛争による事態の悪化を防ぐため必要または望ましい暫定措置に従うよう当事者に要請すること、平和に対する脅威、平和の破壊または侵略行為の存在を決定し、平和と安全の維持と回復のために勧告を行うこと、経済制裁などの非軍事的強制措置及び軍事的強制措置を決定すること、等です。

安保理の具体的活動は、特に冷戦の終結以降、1)国連平和維持活動(PKO)の設立、2)多国籍軍の承認、3)テロ対策、不拡散に関する措置の促進、4)制裁措置の決定等多岐にわたっています。

安保理決議に基づくPKOや多国籍軍の活動は、停戦監視等を中心とした活動(ゴラン高原等)から、民主的統治、復興、警察支援等の平和構築を含む活動(東ティモール、アフガニスタン等)までその任務は多様さを増しています。また、安保理では、大量破壊兵器の拡散、テロ等の新たな脅威に有効に対処するため、下部機関を設置し、各国による関連安保理決議の実施を支援しています。このように、国際社会における平和と安全の確保のため、安保理が果たす役割は拡大しています。

日本は、2008年10月に行われた安保理非常任理事国選挙において、加盟国最多となる10回目の当選を果たし、2009年1月から2年間の任期で安保理非常任理事国を務めました。

2.安保理の構成

安保理は、5か国の常任理事国(中国、フランス、ロシア、英国、米国)と各地域に配分され、選挙により選出される10か国の非常任理事国から構成されています。発足当初の非常任理事国は6か国でしたが、1965年に発効した国連憲章の改正により、10か国に拡大されました。

常任理事国は、いわゆる「拒否権」を有し、手続事項を除くすべての事項に関する安保理の決定は、常任理事国の1か国の反対があった場合には成立しないこととされています(憲章第27条)。非常任理事国は任期2年で、全加盟国による秘密投票により選出され、連続して任期を務めることが認められておらず毎年半数が改選されます。

現在の安保理の構成は以下のとおりです。

(1)常任理事国

米国、英国、フランス、ロシア、中国

(2)非常任理事国

アジア2か国、アフリカ3か国、ラ米2か国、東欧1か国、西欧その他2か国

現在は、

レバノン、ナイジェリア、ガボン、ブラジル、ボスニア・ヘルツェゴビナ(2011 年末まで)

インド、南アフリカ、コロンビア、ドイツ、ポルトガル(2012 年末まで)

3.安保理における審議

安保理の会合には一定の会期はなく、必要に応じて随時開催されます。原則として公開で行われる公式会合(一般に傍聴可能)の他に非公開の非公式協議が頻繁に開催されます。また、会合における議長は英語のアルファベット順に月番で務め、[2010 年 4 月には日本が議長国を務めました](#)。

公式会合は、国連本部内の安保理議場で行います。議場はノルウェーの建築家アルンスタイン・アルネベルク が設計したもので、大理石等と共にノルウェー政府から寄贈されました。また、正面には北欧伝説をモデルとしたペール・クローグの壁画(争いなき世界に向け ての闘いを描いたもの)があります。

安保理会議場における席順は、左右に広がる馬蹄形テーブルに、議長を中央にして左回りでアルファベット順となっており、月ごとに一つずつ右隣に席 を移します。議長の右隣には事務総長が座ります。会議の公用語として英、仏、露、スペイン、中、アラビア語の 6 ヶ国語が認められています。



<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/un_kaikaku/j_rijikoku/kaikaku.html>

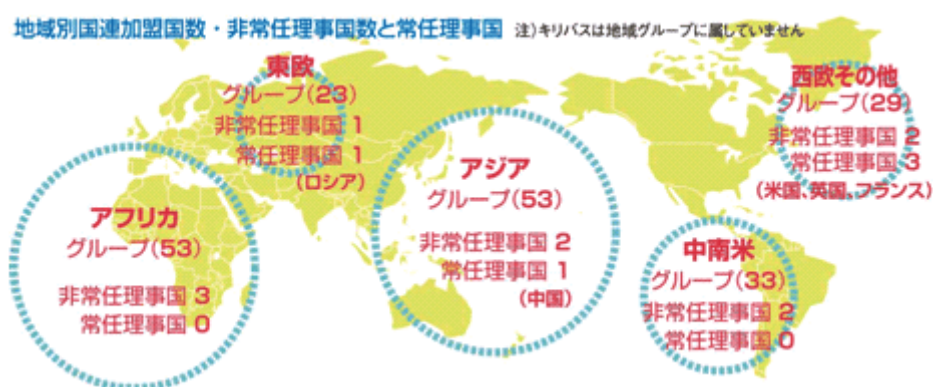
国 連

なぜ安保理改革が必要か

平成 22 年 5 月



国連憲章には、[安全保障理事会\(安保理\)](#)は国連加盟国により国際の平和と安全の維持に関する主要な責任を託され、国連加盟国は安保理の決定を受諾し、履行しなければならないことが定められています。その責任を果たすために、安保理はこれまで、1900 を超える決議などを通じて、ゴラン高原やカンボジアなどで[国連平和維持活動\(PKO\)](#)を 設立したり、アフリカなど各地の紛争の悪化を防ぐため当事者に対して平和的手段による解決を要請するなど、世界の平和と安全のために重要な貢献を行ってきました。また、最近では、紛争後の地域における国連の活動を、従来から行われていた停戦監視などから、選挙監視、警察支援などの復興支援にまで拡大したり、大量破壊兵器の拡散やテロリズムなどの脅威や、紛争後の平和構築といった新たな課題に対応して、各加盟国に資産凍結や輸出入管理などの措置を求めるなど、積極的な活動を行っています。



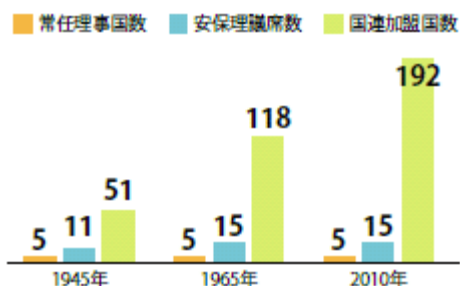
このように近年、大量破壊兵器の拡散やアフリカの紛争、テロへの対処など、国際社会の平和と安全に関し、世界が取り組んでいかなければならない課題が急増しています。国連の主要機関としてこれらの問題に主要な責任を負っている安保理は、今後も一層重要な役割を果たすことを期待されています。しかしながら、安保理の構成

や意思決定の方法は、国連発足当時 51 か国であった加盟国数が 192 か国に増加した現在も、基本的に変化していません。今日の課題に、安 保理が効果的に対処していくためには、21 世紀の国際社会の現実をふまえた形で安保理を改革することが急務であるとの声が国際社会において高まっています。

21 世紀の国連にふさわしい安保理とするために

現在の安保理は、合計 15 か国で構成されています。米国、英国、フランス、ロシアおよび中国の 5 か国は常任理事国として常に議席を保持しています。残り 10 か国の非常任理事国は、2 年間の任期で、国連総会での選挙を通じて選出されますが、連続再選は認められていません。1945 年の国連創設時に 51 か国であった国連加盟国は現在では 192 か国となり、4 倍近くに増えましたが、安保理については、1965 年に非常任理事国の議席数が 4 か国増え現在の 10 か国となったことにとどまり、常任理事国の構成などは、基本的に 1945 年当時のまま変わっていません。1945 年に国連が発足して以降、現在に至るまでに、各国を取り巻く政治・経済状況は大きく変化しました。安保理の構成にも、このような変化を適切に反映させるべきではないでしょうか。

国連加盟国の推移



例えば、アジア地域には、世界総人口約 68 億人のうち半分以上の約 40 億人が居住し、東アジアから中東地域まで 53 か国の多様な文化、制度を有する国がありますが、このうち安保理理事国は 3 か国のみ（中国、非常任理事国 2 か国）となっています。また、アフリカには全国連加盟国の 4 分の 1 を超える 53 か国がありますが、常任理事国はなく、非常任理事国 3 か国が選出されているだけです。

このような問題意識の下、国連の間では 1993 年以来、安保理のあり方について議論が行われており、[2005 年の国連首脳会合](#)では、安保理の代表性、効率性および透明性をより向上させ、またその実効性、正当性および安保理の決定の実施を強化するため、安保理を早期に改革すべきである旨が合意されました。具体的な改革の

あり方については、各国の様々な利害や思惑が絡んで意見の相違がありますが、2009 年 2 月から国連総会の場で安保 理改革に関する政府間交渉が新たに開始され、各国が活発な議論を行っているところです。

安保理の代表性・実効性の向上のために

これまでの議論の中で、国際社会の現状を反映し、安保理の代表性を向上させるには、構成国の拡大が必要であるとの点についてはおおむね一致が見られています。さらに、日本をはじめとする大多数の国連加盟国は、将来にわたり安保理がその行動の実効性と正当性を維持していくためには、国際社会の平和と 安全の維持に主要な役割を果たす意思と能力のある国を新たに常任理事国として加え、常に安保理の意思決定に参加させる必要があるとの主張を行っています。

解説：安保理の権限と意思決定方法

安保理は、国際の平和と安全の維持に関する主要な責任を負っている立場から、紛争当事者に対して、紛争を交渉などの平和的手段によって解決するように要請 したり、平和に対する脅威、平和の破壊または侵略行為の存在を決定し、平和と安全の維持又は回復のために勧告を行ったり、経済制裁等の非軍事的措置および 軍事行動を決定する権限を有しています。また、安保理における決定には、常任理事国の同意投票を含む 9 理事国の賛成投票が必要と定められており、常任理事国のうち 1 か国でも反対票を投じた場合、決定を行うことはできません（いわゆる拒否権。なお、常任理事 国が棄権や欠席した場合には、拒否権の行使とはみなされないこととなっています）。従って、常任理事国は非常任理事国と比較して、安保理の決定を左右す る、大きな権限を有していると言えます。



<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/un_kaikaku/j_rijikoku/j_rijikoku.html>

[トップページ](#)>[外交政策](#)>[国連](#)>[国連改革・安保理改革](#)> 常任理事国入りと日本の国際貢献

国 連

常任理事国入りと日本の国際貢献

平成 22 年 5 月

常任理事国入りと日本の国際貢献

国際社会の平和と安全の維持は、日本にとって重要な課題であり、日本はこれまでブラジルと並んで加盟国最多となる 10 回にわたり安保理非常任理事国を務め、安保理での意思決定に積極的な貢献を行ってきたほか、国連をはじめとする様々な機関や、アジア、アフリカなど紛争後の地域において、軍縮や不拡散、平和の定着や国づくり、人間の安全保障などの分野で様々な貢献を行ってきました。日本のこのような貢献の実績は、安保理において新たな常任理事国を務めるにふさわしいものであると考えています。

1. 国際社会の平和と安全の維持のための取組

核軍縮・核不拡散は、2009 年 9 月に安保理首脳会合で議論され、[決議第 1887 号](#)が採択されるなど、その機運はこれまでになく高まってきています。一方で、北朝鮮やイランなどの核問題などは国際的な核不拡散体制に対する懸念となっています。中でも、北朝鮮の核・弾道ミサイルの開発は、日本にとって深刻な脅威です。安保理を通じ、このような脅威に対処することは日本の平和と安全にとっても 非常に重要です。

北朝鮮核実験と安保理決議

北朝鮮による核実験・ミサイル発射		
2003年	北朝鮮、核兵器の不拡散に関する条約 (NPT) 脱退の意図表明。北朝鮮と日本、米国、韓国、中国およびロシアによる六者会合立ち上げ	国連安保理は、核・弾道ミサイルを含む大量破壊兵器関連の品目などの禁輸を含む措置を定める決議第 1718 号を全会一致で採択
2005年 2月	北朝鮮、核保有を宣言	国連安保理は、議長声明で決議第 1718 号違反として強く非難。北朝鮮は、安保理の動きに強く反発し、六者会合離脱と核・弾道ミサイル発射実験実施を示唆
9月	「朝鮮半島の検証可能な非核化」を六者会合の目標に定めた六者会合共同声明を採択	
2006年 7月	北朝鮮、ミサイルを発射	国連安保理は、武器禁輸、貨物検査、金融面などでの一層厳しい措置が盛り込まれた決議第 1874 号を全会一致で採択
10月	北朝鮮、核実験の実施を発表	
2009年 4月	北朝鮮、ミサイルを発射	
5月	北朝鮮、核実験を実施	
7月	北朝鮮、ミサイルを発射	

2009 年 5 月に[北朝鮮が行った核実験](#)に対応するため、安保理において日本などの主導により、[決議第 1874 号](#)が 全会一致で採択されました。同決議では、全ての加盟国による、北朝鮮との武器の取引の禁止や、核・弾道ミサイル、又はその他の大量破壊兵器の開発に関連する資産の凍結などの制裁措置を課しています。このように、日本の平和と安全に重大な影響を及ぼす北朝鮮の核実験を巡る安保理の対応について、日本が議論を 主導することができたのは、日本が非常任理事国(2009～10 年)として安保理に席を占めていたことに負うところが大きいと言えます。

「核兵器のない世界」に向けた核軍縮・核不拡散分野での日本の貢献

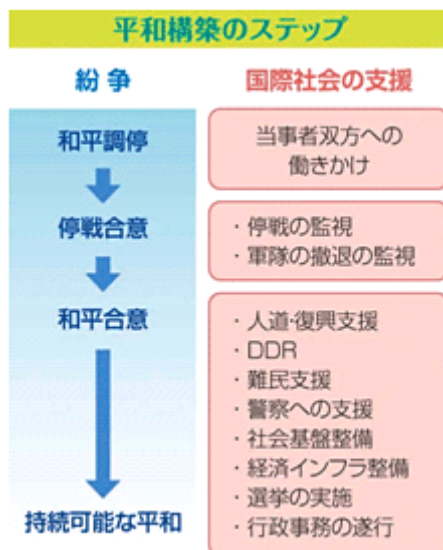
世界で唯一の被爆国として、日本は国際社会の先頭に立って、核兵器をはじめとする大量破壊兵器等の[軍縮・不拡散](#)に取り組んできていますが、今日の核軍縮・核不拡散への機運の高まりを捉え、さらにその取組を加速させていく必要があります。将来の世代を含む人類全体への重要な貢献となるよう、日本には国際的な核軍縮・不拡散体制の強化を働きかける責任があります。

- 1994 年以来毎年、国際的な核軍縮努力の方向性を示す決議案を国連総会に提出。
- 包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効や[国際原子力機関（IAEA）](#)追加議定書の普遍化を目指して積極的な外交を展開。
- 世界各国の政府高官や軍縮問題の専門家が参加する国連軍縮会議を 1989 年以来、日本国内の地方都市で毎年開催。
- 国連の関連機関である IAEA においては、設立以来理事国として原子力の平和的利用と軍事転用の防止の両立に積極的に貢献。2009 年 12 月には事務局長に天野之弥前不拡散・原子力担当大使が就任。

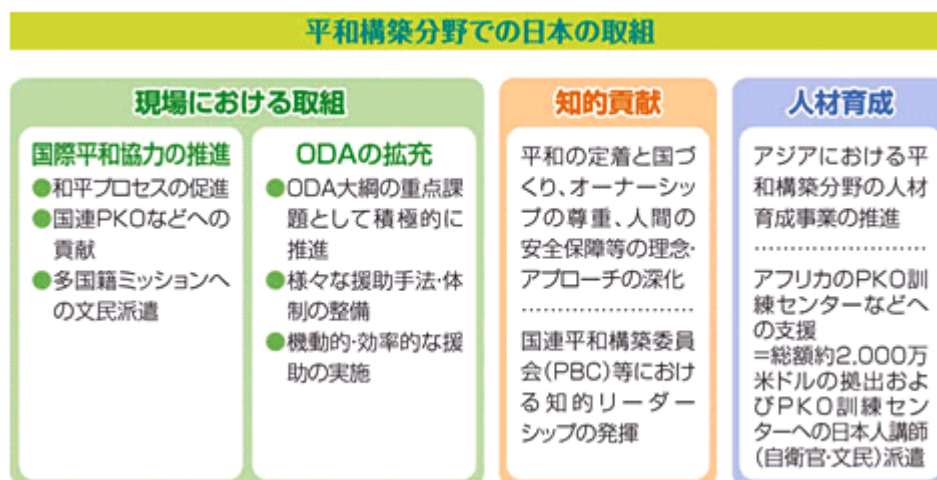
「核兵器のない世界」と安保理

2009 年 9 月に、オバマ米大統領のイニシアティブで、[「核不拡散・核軍縮に関する安保理首脳会合」](#)が行われました。同会合では、鳩山総理が「日本が核軍縮・不拡散を主導する積極外交を展開する」ことをスピーチで明言したほか、[安保理決議第 1887 号](#)が採択されました。同決議は、安保理の文書として初めて「核兵器のない世界」に向けた条件を構築することへの決意を記述、核軍縮・不拡散・原子力の平和的利用・核セキュリティなど、核関連の全分野を包括的にカバーしたものとなっています。

2. 平和の構築に向けた取組



冷戦後の国際社会では、民族・宗教・歴史などの違いによる対立から地域・国内紛争が多発し、子どもを含む多くの一般市民が被害に遭ってきました。紛争は、難民や国内避難民を発生させ、人道問題や人権侵害問題を引き起こし、長年の開発努力の成果を損壊し、莫大な経済的損失を生み出します。このような紛争を繰り返さず、持続可能な平和を実現するには、紛争当事者間の調停、和平合意の履行の支援から、対人地雷の除去、元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰(DDR)といった国内の安定・治安の確保、さらには難民支援や基礎インフラの復旧などの人道支援から、選挙の実施、警察への支援や社会基盤・経済インフラの整備といった国づくりまで、各国や国際機関、国連ミッション、非政府組織(NGO)などが連携し、幅広い分野において継ぎ目のない支援を行うことが求められます。



国際社会では、このような「[平和構築](#)」への取組の重要性が認識されており、日本は、これまでアフガニスタン、カンボジア、東ティモールやアフリカ各地で、[国連 PKO への参加](#)、難民の帰還、元兵士の社会復帰支援などに積極的に取り組んでいます。また、国連の場においては、2005 年に新たに設立された国連平和構築委員会のメンバーとして貢献を行っているほか、人間の安全保障の実現に努めています。

平和構築委員会

[平和構築委員会](#)は、2005 年に国連総会と安保理の政府間諮問機関として設立されました。平和構築委員会は、持続可能な平和を達成するために、紛争状態の解決から復興・開発に至るまでの一貫性ある統合戦略を助言・提案することを主要な目的とし、現在はアフリカの 4 か国(シエラレオネ、ブルンジ、ギニアビサウ、中央アフリカ共和国)を対象として活動するなど、国際社会の平和と安全の維持に大きく関わってきています。

日本は、2007 年 6 月から 2008 年 12 月まで、平和構築委員会の主な機関である組織委員会の議長を務めるなど、同委員会の活動に積極的に貢献してきました。

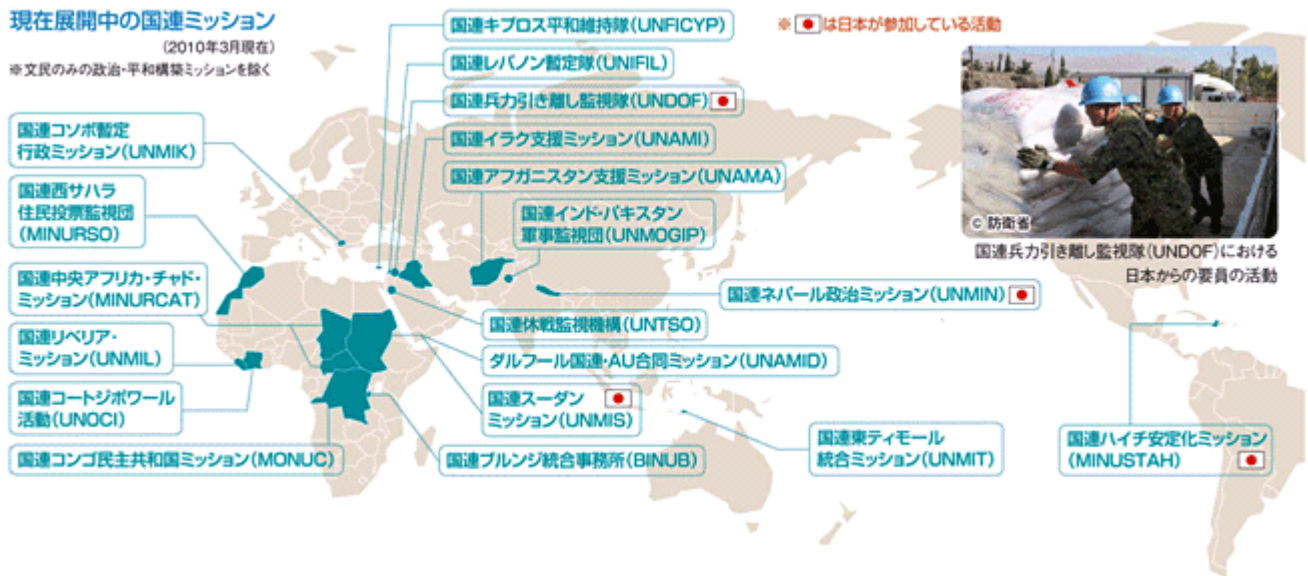
[国連平和維持活動 \(PKO\)](#) などへの貢献

日本は、国際平和協力法に基づき、これまでに 12 の国連ミッションに延べ 5400 人余りの自衛隊、警察の要員や選挙監視要員を派遣し、現在もゴラン高原における国連兵力引き離し監視隊(UNDOF)に司令部要員および自衛隊の輸送部隊、国連スーダン・ミッション(UNMIS)に司令部要員、国連ネパール政治ミッション(UNMIN)に軍事監視要員、国連ハイチ安定化ミッション(MINUSTAH)に司令部要員および自衛隊の施設部隊を派遣しています。

現在展開中の国連ミッション

(2010年3月現在)

※ 文民のみの政治・平和構築ミッションを除く



アフガニスタンの復興と安定

アフガニスタンの復興・国づくりを 効果的に支援するため、日本は 2002 年 1 月に東京でアフガニスタン復興支援国際会議を開催したほか、農業、農村開発、インフラ整備、教育、医療、保健などの基礎生活分野への支援、元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰 (DDR) 支援や、非合法武装集団の解体 (DIAG) 支援、地域総合開発支援、といった 取組を行ってきており、国際社会の高い評価を得ています。また、2007 年からは他の支援国が主導する 12 の地方復興チーム (PRT) と連携し、NGO や 地方行政機関への無償資金協力を実施してきました。2009 年春以降には、チャグチャラン PRT (ゴール県) に日本人の文民を初めて派遣し、開発援助のための調査などを行ってきています。さらに 2009 年 11 月、同年からおおむね 5 年間で最大約 50 億米ドルまでの規模の支援を行うことを発表しました。

解説：

DDR

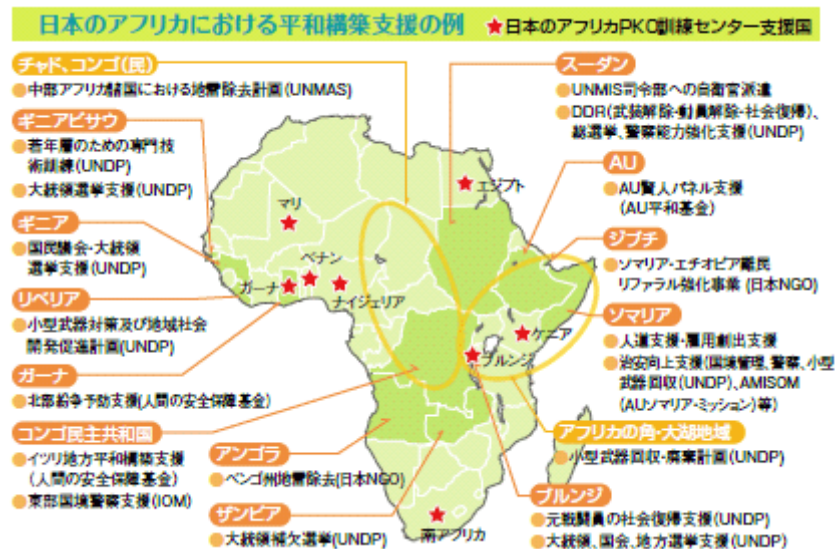
元兵士を武装解除、動員解除させると共に、除隊兵士を地域社会に復帰させることで、Disarmament, Demobilization and Reintegration の頭文字を取ったものです。DDR 支援においては、除隊兵士が再び武器を手にしたたり、麻薬取引などの不法行為に手を染めたりすることがないように、職業訓練などの社会復帰を支援するなどの活動を行っています。

DIAG

非合法的な武装集団の解体を行うことで、Disbandment of Illegal Armed Groups の略称です。アフガニスタンには、DDR の対象にならなかった非合法武装集団が数多く存在しており、DIAG が重要な課題となっています。

PRT

治安改善と復興事業を同時に推進することによって、開発支援の成果を上げ、中央政府の影響力の地方への拡大を支援する地方復興チームのことで、Provincial Reconstruction Team の略称です。



アフリカにおける平和構築支援

アフリカは世界の紛争多発地域と見られていましたが、近年、紛争の数自体は少なくなっており、大部分の国は平和の定着と復興の兆しを見せています。一方で、スーダンやソマリア、コンゴ民主共和国東部など、一部の国々については、事態が依然として深刻であり、現地の劣悪な治安、人道状況が懸念されています。

アフリカ各国政府により設立された [PKO 訓練センター](#) は、アフリカ自身の平和維持活動を実施する能力を強化するため、PKO の様々な活動に関する研修を行っています。日本は 2007 年 4 月から、エジプト、マリ、ガーナなどの 8 か所の PKO 訓練センターに対する機材供与、施設整備、研修の実施などの支援を行い、邦人講師の派遣も行っています。こうした日本の支援は、国連やアフリカ諸国、またこの分野での取組を進めている先進国からも歓迎されています。

人間の安全保障

日本は、グローバル化した世界で生じる多様かつ複雑な脅威に対処するため、[人間の安全保障](#)を 外交の柱の一つとして位置づけ、国連の場を中心に概念普及に努めており、多くの国から支持と協力を得ています。また、これまで国連に設置した人間の安全保障基金などを通じて、小型武器の回収、紛争後のコミュニティの復興支援、所得向上のための技術支援などの幅広い分野を対象にした多くのプロジェクトを支援し、人間の安全保障の実現に努めています。

「紛争後の平和構築」に関する国連安保理公開討論



2010年4月16日、岡田外務大臣は、日本が安保理議長国として開催した[「紛争後の平和構築」に関する公開討論](#)に 出席し、日本の外務大臣として初となる議長を務めました。冒頭、岡田大臣より、紛争後の国における政治的安定、治安の確保と並行して社会的安定をいかに達成するのか、そして、これらを実現するための包括的な戦略をいかに国際社会が支援して作っていくのかという問題提起を行いました。これに対して、アフガニスタン外相、ボスニア・ヘルツェゴビナ外相他、東ティモール、シエラレオネ政府の閣僚より、各自の経験や知見に基づく発言が行われ、安保理メンバー国を含む多くの国により活発的な議論が行われました。公開討論の最後には、安保理として政治、治安及び開発等に統合的に取り組むための戦略の必要性を指摘し、各分野でとられるべき政策及び国際協力の内容を盛り込んだ[安保理議長声明](#)が発出されました。日本のこうした公開討論開催のイニシアティブは、多くの国から評価されています。



<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/un_kaikaku/j_rijikoku/qa.html>

安保理改革 Q & A

平成 22 年 5 月

Q1

安保理改革の早期実現や日本の常任理事国入りにはどのようなメリットがあるのですか？

A1

国連を中心とした多国間主義に基づく国際社会の平和と安全の維持が促進され、また、日本の国益を国際社会においてより良く実現していくことができるようになります。

- 安保理への信頼向上、ひいては日本周辺を含む国際社会の安定が増進されます

第二次世界大戦直後の世界を反映した安保理の構成を、今日の世界の現実に合わせてものに改革することで、安保理の意思決定には、より大きな正当性、信頼が国際社会から付与されます。「世界からより信頼される安保理」の存在は、日本周辺を含む地域・国際社会の安定増進に一層大きな役割を果たすことができるようになるでしょう。

- 世界各地の平和と安全へのより建設的な役割を果たすことが可能になり、日本の平和外交の発信力が強化されます

世界各地の紛争や大量破壊兵器の不拡散などのグローバルな課題に関して、日本がこれまでの外交活動を通じて得た情報、知見を活用して国連安保理での意思決定に主体的に参画することにより、日本が国連を通じた世界の平和と安全の実現により一層積極的な役割を果たすことが可能になります。このように安保理で恒常的な貢献を果たすことにより、日本の平和外交の発信力が一層強化されます。

- 安保理において国益を実現します

北朝鮮の核・ミサイル問題のような日本の安全保障に直接影響を及ぼす諸課題について、常に安保理での意思決定に参画することを通じて、日本の国益をよりよく守っていくことが可能になります。

- 国際社会への貢献に見合った地位と発言力を得ることができます

日本はこれまで軍縮・核不拡散、平和の定着や国づくり、人間の安全保障などの分野で多岐にわたる活動を行ってきました。また財政面においても、国連の活動予算において、全加盟国中第2位の約12.5%を負担しているほか、任意拠出を通じても国連の様々な活動を支える貢献を行っています。日本が安保理常任理事国となるこ

とは、そうした貢献に見合った地位と発言力を、国連の安全保障の分野でも有することにつながります。

○ 質の高い情報へのアクセスが高まります

安保理には、日本自身が密接に関わるアジア地域の安全保障に関する情報や、アフリカなどの紛争地域での平和構築支援に資する情報など、国際情勢に関する豊富な情報が集中します。常任理事国となれば、これらの情報を常に迅速に入手できるようになります。

Q2

新たな義務は生じないのですか？

A2

国連憲章上、常任理事国にそのほかの国連加盟国との間で異なる義務が生じるわけではありません。

常任理事国については、国連憲章上、(1)安保理において選挙を経ずに議席を有すること(22条)、(2)表決に当たっていわゆる「拒否権」を有すること(27条)などの点において、他の加盟国と異なった扱いを受けていますが、常任理事国とその他の加盟国との間で、異なる義務は課されていません(注:経費に関する義務についてはQ3参照)。したがって、日本が常任理事国入りすることによって、軍事的活動への参加などの法的義務が生じるわけではありません。

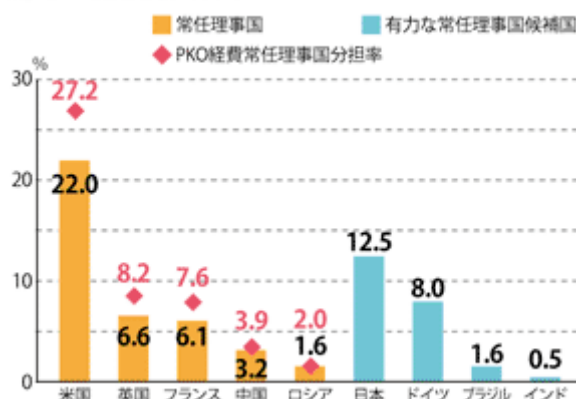
Q3

過大な財政負担を負うことにならないの？

A3

平和維持活動(PKO)経費については、常任理事国が国際社会の平和と安全に特に責任を有することを踏まえて、割り増し負担が課されます。

主要国の国連予算分担率(2010年1月現在)



加盟国の国連通常予算における負担の割合(分担率)は、各国の経済規模を基礎として算出されており、常任理事国であるか否かによって異なることにはなっていません。ただし、PKO 経費については、常任理事国が国際社会の平和と安全に特に責任を有することを踏まえ、途上国の負担軽減分について割り増し負担が課されています。現在も日本は米国に次ぐ約 12.5%の PKO 経費を負担していますが、安保理の決定に従って財政負担を負うだけでなく、常任理事国として、PKO の設立を含めた安保理の意思決定に常に参加することが重要だと考えます。

Q4

憲法上、軍事的な貢献に制限があるのに、常任理事国として十分に活動しているの？

A4

日本は憲法の範囲内で常任理事国としての責任ある役割を果たしたいと、一貫して考えてきています。

常任理事国にふさわしい貢献とは、軍事的な貢献に限られるわけではありません。そこには、文民による非軍事的貢献、安保理での議論を通じた知的貢献など、様々なものが含まれます。常任理事国入りに関し、日本は憲法の範囲内で常任理事国として責任ある役割を果たしたいと一貫して考えてきており、常任理事国入りと憲法改正の問題が直接関係するとは考えていません。

Q5

特定の国々の反対で改革がストップすることはないの？

A5

日本としては、他の国連加盟国との協議を通じて支持を取り付け、改革の実現を目指す考えです。

基本的には、全加盟国の 3 分の 2 の支持があれば、国連憲章改正案を採択することが可能です。ただし、憲章改正を実現するにはその案を各国が批准する必要があり、その段階では、現常任理事国 5 か国全てを含む 3 分の 2 の国が批准する必要があります。日本としては、他の 国連加盟国との協議を通じて支持を取り付け、近隣諸国の理解を得ながら、具体的な安保理改革に向けた動きを加速させ、改革の実現を目指す考えです。

- [国連改革・安保理改革](#)



<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/un_kaikaku/j_rijikoku/qa.html>

[トップページ](#)>[外交政策](#)>[国連](#)>[国連改革・安保理改革](#)>安保理改革 Q&A

国 連

安保理改革 Q&A

平成 22 年 5 月

Q1

安保理改革の早期実現や日本の常任理事国入りにはどのようなメリットがあるのですか?

A1

国連を中心とした多国間主義に基づく国際社会の平和と安全の維持が促進され、また、日本の国益を国際社会においてより良く実現していくことができるようになります。

- 安保理への信頼向上、ひいては日本周辺を含む国際社会の安定が増進されます

第二次世界大戦直後の世界を反映した安保理の構成を、今日の世界の現実に合わせてものに改革することで、安保理の意思決定には、より大きな正当性、信頼が国際社会から付与されます。「世界からより信頼される安保理」の存在は、日本周辺を含む地域・国際社会の安定増進に一層大きな役割を果たすことができるようになるでしょう。

- 世界各地の平和と安全へのより建設的な役割を果たすことが可能になり、日本の平和外交の発信力が強化されます

世界各地の紛争や大量破壊兵器の不拡散などのグローバルな課題に関して、日本がこれまでの外交活動を通じて得た情報、知見を活用して国連安保理での意思決定に主体的に参画することにより、日本が国連を通じた世界の平和と安全の実現により一層積極的な役割を果たすことが可能になります。このように安保理で恒常的な貢献を果たすことにより、日本の平和外交の発信力が一層強化されます。

- 安保理において国益を実現します

北朝鮮の核・ミサイル問題のような日本の安全保障に直接影響を及ぼす諸課題について、常に安保理での意思決定に参画することを通じて、日本の国益をよりよく守っていくことが可能になります。

- 国際社会への貢献に見合った地位と発言力を得ることができます

日本はこれまで軍縮・核不拡散、平和の定着や国づくり、人間の安全保障などの分野で多岐にわたる活動を行ってきました。また財政面においても、国連の活動予算において、全加盟国中第2位の約12.5%を負担しているほか、任意拠出を通じても国連の様々な活動を支える貢献を行っています。日本が安保理常任理事国となることは、そうした貢献に見合った地位と発言力を、国連の安全保障の分野でも有することにつながります。

- 質の高い情報へのアクセスが高まります

安保理には、日本自身が密接に関わるアジア地域の安全保障に関する情報や、アフリカなどの紛争地域での平和構築支援に資する情報など、国際情勢に関する豊富な情報が集中します。常任理事国となれば、これらの情報を常に迅速に入手できるようになります。

Q2

新たな義務は生じないのですか？

A2

国連憲章上、常任理事国にそのほかの国連加盟国との間で異なる義務が生じるわけではありません。

常任理事国については、国連憲章上、(1)安保理において選挙を経ずに議席を有すること(22条)、(2)表決に当たっていわゆる「拒否権」を有すること(27条)などの点において、他の加盟国と異なった扱いを受けていますが、常任理事国とその他の加盟国との間で、異なる義務は課されていません(注:経費に関する義務についてはQ3参照)。したがって、日本が常任理事国入りすることによって、軍事的活動への参加などの法的義務が生じるわけではありません。

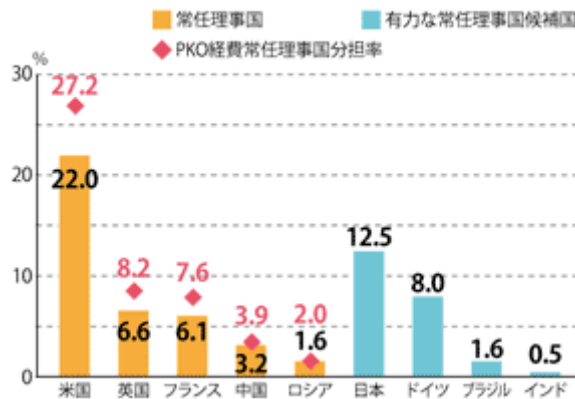
Q3

過大な財政負担を負うことにならないの？

A3

平和維持活動（PKO）経費については、常任理事国が国際社会の平和と安全に特に責任を有することを踏まえて、割り増し負担が課されます。

主要国の国連予算分担率（2010年1月現在）



加盟国の国連通常予算における負担の割合（分担率）は、各国の経済規模を基礎として算出されており、常任理事国であるか否かによって異なることにはなっていません。ただし、PKO 経費については、常任理事国が国際社会の平和と安全に特に責任を有することを踏まえて、途上国の負担軽減分について割り増し負担が課されています。現在も日本は米国に次ぐ約 12.5% の PKO 経費を負担していますが、安保理の決定に従って財政負担を負うだけでなく、常任理事国として、PKO の設立を含めた安保理の意思決定に常に参加することが重要だと考えます。

Q4

憲法上、軍事的な貢献に制限があるのに、常任理事国として十分に活動していいのか？

A4

日本は憲法の範囲内で常任理事国としての責任ある役割を果たしたいと、一貫して考えてきています。

常任理事国にふさわしい貢献とは、軍事的な貢献に限られるわけではありません。そこには、文民による非軍事的貢献、安保理での議論を通じた知的貢献など、様々なものが含まれます。常任理事国入りに関し、日本は憲法の範囲内で常任理事国として責任ある役割を果たしたいと一貫して考えてきており、常任理事国入りと憲法改正の問題が直接関係するとは考えていません。

Q5

特定の国々の反対で改革がストップすることはないの？

A5

日本としては、他の国連加盟国との協議を通じて支持を取り付け、改革の実現を目指す考えです。

基本的には、全加盟国の 3 分の 2 の支持があれば、国連憲章改正案を採択することが可能です。ただし、憲章改正を 実現するにはその案を各国が批准する必要があり、その段階では、現常任理事国 5 か国全てを含む 3 分の 2 の国が批准する必要があります。日本としては、他の 国連加盟国との協議を通じて支持を取り付け、近隣諸国の理解を得ながら、具体的な安保理改革に向けた動きを加速させ、改革の実現を目指す考えです。

- [国連改革・安保理改革](#)

◆◆◆

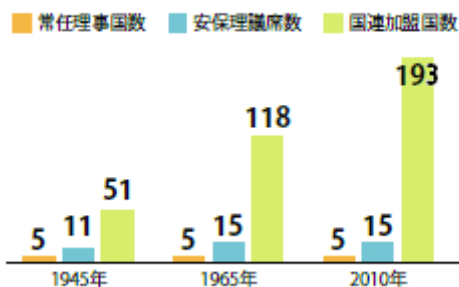
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/un_kaikaku/kaikaku2.html>

国 連

安保理改革の経緯と現状

平成 23 年 8 月

国連加盟国の推移



1945年に、国連は51か国で発足しましたが、旧植民地の独立や冷戦終結後の国家の分離・独立などにより、加盟国数は大幅に増加し、2011年現在、193か国に上っています。しかし、安保理の構成は、1965年に非常任理事国数が国連発足当初の6か国から10か国に増えたのみで、常任理事国の数は変わっていません。大きな変化を遂げた国際社会の現実を安保理に十分に反映させ、安保理の代表性や実効性を高める改革を行う必要があります。

1993年～2003年：改革に向けた機運の高まり

1. 国連での議論の始まり

冷戦の終結を受けて、国際社会の平和と安全の分野で国連が主導的な役割を果たせるよう、安保理の機能強化を進めるべきとの議論が高まり、1993年に国連総会決議により安保理改革に関する作業部会(OEWG)が設立されました。

2. 1990年代後半の機運の高まり

1997年には、ラザリ国連総会議長(当時)が常任理事国を5議席、非常任理事国を4議席増やす具体的な改革案を提案し、1998年にはそれまで安保理の構成国の拡大に慎重な立場を示していた米国が途上国への新たな常任議席付与に前向きな姿勢を示すなど、改革の具体案作成に向け、機運が高まりました。

その一方で、常任理事国の拡大に反対するグループが働きかけを強めるなど、安保理改革に伴う国連憲章の改正に必要な国連加盟国の3分の2の賛成を得ることの難しさが認識された時期でもありました。

2003年～2005年：「G4」による外交攻勢

2003年後半から、国連が創設60周年の節目を迎える2005年に各国首脳が国連改革について政治的決定を行うべきとの機運が徐々に高まり、2004年9月以降、ブラジル、ドイツ、インド、日本(G4)で連携し、常任・非常任議席双方の拡大を目指し、各国に精力的な働きかけを行いました。2005年7月には、G4を中心に作成した常任6議席、非常任4議席を新たに追加する決議案を32か国の共同提案国と多数の支持国を得て国連総会に提出しましたが、同じく常任議席の拡大を主張するアフリカ連合(AU)諸国も独自に決議案を提出し、さらに非常任理事国のみの拡大を主張するコンセンサス・グループ(UFC)などの反対運動もあり、結局いずれの決議案も投票に付されることなく、2005年9月の第59回国連総会会期終了とともに廃案となりました。しかしながら、直後の2005年9月に開催された国連首脳会合の成果文書に

において、早期の安保理改革は全般的な国連改革努力における不可欠の要素であることが確認されました。

2005 年に提示された主な改革案

G4案			UFC案			AU案		
常任理事国	11か国	現5 + 6 〈アフリカ枠2〉	常任理事国	5か国	(現状維持)	常任理事国	11か国	現5 + 6 〈アフリカ枠2〉
非常任理事国	14か国	現10 + 4 〈アフリカ枠1〉	非常任理事国	20か国	現10 + 10 〈アフリカ枠3〉	非常任理事国	15か国	現10 + 5 〈アフリカ枠2〉
拒否権	新常任理事国は当面拒否権を行使しない		拒否権	全常任理事国が行使を抑制		拒否権	新常任理事国にも付与	

2005 年以降：改革実現へ、議論を集約

2005 年 9 月以降、主に国連の場で安保理改革についての議論が継続されてきました。2008 年 9 月に採択された国連総会決定を受けて、2009 年 2 月から国連総会非公式本会議において政府間交渉が始まりました。現在、1) 新理事国のカテゴリー(常任・非常任どの議席を拡大するか)、2) 拒否権、3) 地域ごとの代表性、4) 拡大数と安保理の作業方法、5) 安保理と総会の関係といった安保理改革の様々な要素について、活発な議論が行われています。

G4 外相会合の開催

安保理改革に関する交渉は継続しているものの、各国の議論は収斂せず、進展が見られない状況を受けて、G4 は 2010 年 9 月、日本の主催で 5 年ぶりに外相会合を開催しました。同会合では、政府間交渉における文書ベースでの議論の開始を歓迎するとともに、第 65 回国連総会会期中に改革について具体的な成果を出すべく協力していくことについて一致しました(概要)。2011 年 2 月、G4 は再度外相会合をニューヨークで開催し、柔軟な精神をもって協力していくことで一致するとともに、G4 としてとる具体的な行動についての議論が行われました(概要)。日本政府としては、G4 をはじめとする多くの国々と協力して引き続き交渉に積極的に参加していく考えです。

「安保理改革」をめぐる2003年以降の議論の流れ

2003年 11月	ハイレベル委員会発足
2004年 12月	ハイレベル委員会報告書「より安全な世界:我々の共有する責任」提出
2005年 3月	アナン国連事務総長報告「より大きな自由を求めて:全ての人々のための開発,安全,及び人権に向けて」公表 G4主催の安保理改革に関する会合開催
4月	アナン事務総長報告に関する国連総会公式審議
7月	G4・アフリカ連合(AU)・UFC決議案の提出(第59回国連総会)
9月	3本の決議案の廃案(第59回国連総会会期末) 第60回国連総会 首脳会合成果文書採択
12月	安保理改革総会決議案の再提出(～2006年1月)
2006年 3月	安保理の作業方法改善を巡る動き
12月	安保理改革に関する総会審議(第61回国連総会)
2007年 2月	総会議長による「調整者(facilitator)プロセス」の開始
6月	調整役による報告書の発出
11月	安保理改革に関する総会審議(第62回国連総会)
12月	安保理改革に関するタスクフォース任命
2008年 6月	タスクフォース報告書の発出
9月	政府間交渉開始の決定
11月	安保理改革に関する総会審議(第63回国連総会)
2009年 2月	総会非公式本会議で政府間交渉が開始される
3月～9月	政府間交渉 第1～3ラウンド
11月	安保理改革に関する総会審議(第64回国連総会)
2009年 12月	政府間交渉 第4ラウンド
～2010年 1月	
2010年 5月	政府間交渉における交渉テキストの配布
6月～7月	政府間交渉 第5ラウンド
9月	G4外相会合
10月	政府間交渉(ダイス議長主催)
11月	安保理改革に関する総会審議(第65回国連総会)
12月	政府間交渉 第6ラウンド
2011年 2月	G4外相会合
3月	政府間交渉 第7ラウンド

- [政府間交渉開始までの安保理改革の経緯 \(詳細\)](#)

